

各種提出書類について

1 競争入札参加申込兼資格確認申請書

参加を希望する場合、必ず提出していただく書類です。電子入札システムにて参加申請時に添付してシステムから提出してください。電子入札システムを利用できない場合は、持参・郵送・電子メールによる提出を認めます。

2 入札保証金免除申請書

入札保証金の納付の免除を申請する場合に提出していただく書類です。競争入札参加申込兼資格確認申請書とは別に、本申請書と免除条件に対応する書類を、電子入札システム・持参・郵送・電子メールにて提出してください。なお、保険証券による入札保証金免除（1号）を申請する場合は、原本が必要となりますので、持参又は郵送にて提出してください。詳細な免除条件や提出書類内容については次ページ「入札保証金・契約保証金について」を参照してください。

入札保証金免除申請書

第×××号

令和 年 月 日

（あて先）さいたま市長

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

下記の競争入札について、さいたま市契約規則第9条第1項第 号に掲げる場合に該当するので、公告又は入札説明書に定められた書類を添えて、入札保証金の免除を申請します。

記

保険証券による免除申請は「1」を、
契約書の写しを提出する免除申請は「2」を
入力してください。

3 紙入札方式参加申請書

電子入札システムによる入札が不可能な場合に提出していただく書類です。「電子入札システムにより参加できない理由」のいずれかにチェックを入れ、競争入札参加資格申込兼資格確認申請書と同時に提出してください。本申請が認められた場合、以降の書類は全て紙面にて交付します。

4 入札保証金納付書の領収書の写し

入札保証金を納付して参加する場合、又は入札保証金免除申請が認められなかった場合に提出していただく書類です。参加資格確認結果通知時に入札保証金の要否を通知し、あわせて入札保証金納付書をお送りいたします。入札保証金納付期限までに納付し、領収印が押された領収書部分をスキャンしたデータを電子メールにて提出してください。紙入札の場合は、領収書のコピーを入札書と一緒に封書し、提出してください。なお、電子入札システムから申請した方には電子メールにてお送りしますので、必ず競争入札参加申込兼資格確認申請書に電子メールアドレスを記載してください。入札保証金の詳細については次ページ「入札保証金・契約保証金について」を参照してください。

入札保証金・契約保証金について

1 入札保証金の納付及び納付免除について

入札案件ごとに納付していただく必要があります。また、入札保証金の納付免除を申請することができます。

(1) 入札保証金を納付する場合

競争入札参加資格確認結果通知書交付時に、入札保証金納付書をお渡しします。公告・告示・入札説明書等で指定された日(入札数日前)までに、見積もった金額(税込み)の100分の5以上の額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額)を納付していただきます。

①開札終了後、入札保証金還付請求書をお渡しします。還付請求後、3週間ほどで希望口座に返還します。

②納付金額は見積もった金額(税込み)の100分の5以上とします。開札時、納付金額が入札金額の税込みの100分の5に満たなかった場合、当該入札書は無効となります。

(2) 入札保証金の納付免除を申請する場合

以下のいずれかの方法で入札保証金の免除を申請することができます。詳細はさいたま市契約規則をご確認ください。

①入札保証保険証券(原本又はそれに類するもの)を提出する(1号)

(ア)被保険者は「さいたま市」、保証期間は入札日から契約予定日までを含めてください。

(イ)保証金額は見積もった金額(税込み)の100分の5以上とします。開札時、保証金額が入札金額の税込みの100分の5に満たなかった場合、当該入札書は無効となります。

②過去2年の間に国又は地方公共団体と締結した同種・同規模以上の契約について、契約～納品が終わっている契約書の写し2件を提出する(2号)

(ア)契約の件名・購入品目・契約日・契約金額・納入期限・相手方が分かる部分の写しを提出してください。

(イ)「同種」については、入札案件と厳密に同じ物品でなくても構いません。「同規模」については、契約金額を中心に判断いたします。仕様書から積算した見積金額と同等以上の契約書の写しをご提出ください。

(ウ)審査の結果、提出された契約書の写しが同種・同規模以上であると認められない場合、入札保証金を要とする場合があります。

2 契約保証金の納付及び納付免除について

落札者となった案件ごとに納付していただく必要があります。また、契約保証金の納付免除を申請することができます。

(1) 契約保証金を納付する場合

契約保証金納付書をお渡しします。契約金額(税込み)の100分の10以上の額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額)を納付していただきます。

落札決定後、契約保証金還付請求書をお渡しします。納入完了かつ還付請求後、3週間ほどで希望口座に返還します。

(2) 契約保証金の納付免除を申請する場合

以下のいずれかの方法で契約保証金の免除を申請することができます。詳細はさいたま市契約規則をご確認ください。

①契約保証保険証券(原本又はそれに類するもの)を提出する(1号)

(ア)被保険者は「さいたま市」、保証期間は契約予定日から納入期限(契約期間最終日)までを含めてください。

(イ)保証金額は見積もった金額(税込み)の100分の10以上とします。

②過去2年の間に国又は地方公共団体と締結した同種・同規模以上の契約について、契約～納品が終わっている契約書の写し2件を提出する(3号)

※基準は入札保証金免除申請時と同様になります。また、同条件で入札保証金を免除されている場合、追加の提出や手続きは不要で契約保証金免除となります。